

## 令和3年第3回水巻町議会 定例会 会議録

令和3年第3回水巻町議会定例会第2回継続会は、令和3年6月10日10時00分、水巻町議会議事堂に招集された。

### 1. 出席議員は次のとおり

|    |      |     |       |
|----|------|-----|-------|
| 1番 | 白石雄二 | 8番  | 船津 宰  |
| 2番 | 廣瀬 猛 | 9番  | 高橋 恵司 |
| 3番 | 津田敏文 | 10番 | 入江 弘  |
| 4番 | 大貝信昭 | 11番 | 住吉浩徳  |
| 5番 | 岡田選子 | 12番 | 松野俊子  |
| 6番 | 中山 恵 | 13番 | 久保田賢治 |
| 7番 | 古賀信行 | 14番 | 水ノ江晴敏 |

### 2. 欠席議員は次のとおり

### 3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長 ・ 山 田 美 穂

係 長 ・ 藤 井 麻衣子

主 任 ・ 松 崎 淳

### 4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

|              |           |                       |         |
|--------------|-----------|-----------------------|---------|
| 町 長          | 美 浦 喜 明   | 子育て支援課長               | 吉 田 功   |
| 副 町 長        | 吉 岡 正     | 福 祉 課 長               | 洞ノ上 浩 司 |
| 教 育 長        | 小 宮 順 一   | 健 康 課 長               | 手 嶋 圭 吾 |
| 総 務 課 長      | 大 黒 秀 一   | 建 設 課 長               | 北 村 賢 也 |
| 企 画 課 長      | 増 田 浩 司   | 産 業 環 境 課 長           | 藤 田 恵 二 |
| 財 政 課 長      | 蔵 元 竜 治   | 下 水 道 課 長             | 岡 田 祐 司 |
| 住 宅 政 策 課 長  | 古 川 弘 之   | 会 計 管 理 者             | 服 部 達 也 |
| 税 務 課 長      | 植 田 英 次 郎 | 学 校 教 育 課 長           | 佐 藤 治   |
| 住 民 課 長      | 川 橋 京 美   | 生 涯 学 習 課 長           | 高 祖 睦   |
| 地 域 づ くり 課 長 | 土 岐 和 弘   | 図 書 館 ・ 歴 史 資 料 館 館 長 | 山 田 浩 幸 |

### 5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

**令和3年6月 定例会**  
**(第3回)**

第2回継続会

**本会議 会議録**

令和3年6月10日

水巻町議会

# 令和3年 第3回水巻町議会定例会第2回継続会 会議録

令和3年6月10日

午前10時00分開議

議長（白石雄二）

出席14名、定足数に達していますので、ただいまから令和3年第3回水巻町議会定例会第2回継続会を開きます。

## 日程第1 一般質問について

議長（白石雄二）

日程第1、一般質問について。これより一般質問を行います。1番、日本共産党。中山議員。

6番（中山 恵）

6番、中山恵です。日本共産党を代表いたしまして、一般質問の冒頭質問をさせていただきます。

1、新型コロナウイルス対策について。3点について伺います。

（1）最初に、コロナウイルスワクチン接種についてです。

全国、初めての取り組みの中、町職員の皆さんがこれまで準備や、現在も接種業務に日々尽力され「会場では大変スムーズに接種できた」と町民の皆さんから喜びの声を多く聞いています。町民の皆さんに代わり感謝を申し上げます。

さて、4月17日より65歳以上の人の予約が開始されたと同時に、コールセンターに電話がつかないという状況が続き、町は町民に大変な不便と心配をかけたと、広報やホームページで「申し訳ありませんでした」と謝罪をしました。役場への160件もの苦情電話は、町民の混乱の大きさを物語っていると思われまます。

なぜ、このような事態に陥ったのでしょうか。たとえ非常時であったとしても、町民の生命、財産を守り、福祉の増進を目的とする地方自治体は、住民に対し、常に円滑な業務が求められ、それこそが、行政の役割であり責任だと考えます。

そこで、お尋ねいたします。

今後、同じ轍を踏むことは許されません。事態の原因を分析し、今回の混乱を今後はどう生かすのか、行政として学んだことをお示してください。

（2）次に、コロナウイルスワクチンの接種順位について伺います。厚労省は、重症化リスクの大きさ等を踏まえ、接種順位の考え方を、1番目は医療従事者等、2番目は高齢者、3番目は高齢者以外で基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者、その後、それ以外の者と示しています。

そこでお尋ねいたします。

1、当町の接種方針には、接種順位の3番目の「高齢者施設の従事者」は含まれていません。現在、多くの高齢者施設では、外出・面会は禁止です。入所者のワクチン接種が完了しても、

職員からのウイルスの持ち込みが最も心配との声をよく耳にします。高齢者施設等の従事者へ優先接種を行うべきと考えますが、いかがですか。

2、北九州市では、7月上旬からワクチン接種対象外の15歳以下の子供との日常的な関わりや、クラスターの発生や休園・休校で生じる影響の大きさを考慮し、保育士や幼稚園教諭、小中学校教職員への優先接種を決めました。放課後児童クラブや児童養護施設、障がい者施設、通所系高齢者施設の職員も含まれます。当町においてもこれらの施設関係者の優先接種を行うべきと考えますが、いかがですか。

3、当町における高齢者施設等の入所者の接種状況は、現在どうなっているのか、お尋ねいたします。

最後にPCR検査について伺います。

福岡県は高齢者施設等の従事者に対して、令和3年4月から6月までの間、職員1人当たり3回を上限に施設ごとに一斉・定期的なPCR検査を無料で行っていきます。早めに感染者を見つけ保護すること、安心して仕事に従事してもらうことのためにPCR検査の拡大は重要です。

現在、町内の高齢者施設等の従事者のPCR検査の実態と、町として高齢者施設等の従事者のPCR検査をどう進めていく考えか、お尋ねいたします。

続いて、2番、生理の貧困をなくすために。

コロナ禍の貧困が広がるもとの、経済的な理由で生理用品が買えない女性が増えていることが、テレビ番組（NHK）で取り上げられるなど、社会問題となっています。

若者グループ「#みんなの生理」がとったアンケート結果では、金銭的理由で生理用品の入手に苦労した若者が20.1%と、諸外国と同様「生理の貧困」が日本にも存在することが明らかになりました。

3月には、男女共同参画担当大臣が経済的理由で生理用品が買えない女性や児童たちに「文科省や厚労省と連携し、何ができるか検討する」と答弁し、政府は生理用品を無償配布するため約13億5000万円の交付金を配分しました。

福岡県では、わが党議員の質問に「災害救助用備蓄生理用品を必要とする団体に配布する」と答弁し、県内の大学や団体等を通じて必要な方に無償配布しました。

生理の貧困は、女性が安全で健康に過ごす人権問題であり、ジェンダー平等の観点からも社会全体でなくすべきものと考えます。

そこで、次の3点についてお尋ねいたします。

(1) 当町は、この問題をどう認識していますか。

(2) 困っている方に対し、町も災害備蓄生理用品等を活用し、生理用品の無料配布に踏み出してはいかがですか。

(3) 児童・生徒のプライバシーと尊厳を守り、すべての子供たちが安心して学べる環境を保障するため、小中学校の女子トイレに生理用品を常備することを求めますが、いかがですか。

総合運動公園の「アスレチック広場」のリニューアルについて。

総合運動公園のアスレチック広場は、かつては多くの子供たちが賑わい、保育園や小学校の遠足にも利用されるなど子供たちの大好きな公園でした。

わが党は、2019年9月議会で同じ一般質問を行いました。当局は「毎年メンテナンスを行

い、修繕が必要な場合にはすぐに修繕を行うなど、町民の皆様が安心して利用できるように管理に努めております。現在のところリニューアルの予定はありません」と答弁しました。

しかし、現況のアスレチックは、修繕されず次々と撤去され、今では、わずかが残されているだけです。周辺は草木が生い茂り、子供たちが利用したくても安心して利用できるアスレチック広場とはなっていません。

子供たちはコロナ禍のもと、運動公園で最も楽しみな町民プールを2年連続奪われました。様々な遊びの機会を奪われているコロナ禍の子供たちに、町として何かしてあげたいと考えます。

そこで、お尋ねいたします。

楽しく群れて遊ぶことを奪われているコロナ禍に育つ子供たちの健全な発達を保障するためにも、今年度削減されたプール予算2000万円等も活用し、アスレチック広場をリニューアルし、子供たちに開放感あふれる自由な遊びの空間をプレゼントしてあげたいと考えますが、いかがですか。

## 議 長（白石雄二）

町長。

## 町 長（美浦喜明）

はじめに、新型コロナウイルス対策について、の御質問にお答えします。

まず、御質問にお答えする前に、コロナ禍が長引く危機的な状況の中、医療従事者をはじめ、新型コロナウイルス感染症対策に携わるすべての方々々に敬意を表するとともに、この場をお借りして感謝を申し上げたいと思います。

それでは、1点目の、新型コロナワクチン接種に関する65歳以上の予約時の混乱について、なぜこのような事態に陥ったのでしょうか。今後、同じ轍を踏むことは許されません。事態の原因を分析し、今回の混乱を今後はどう生かすのか、行政として学んだことをお示しください、とのお尋ねですが、65歳以上の高齢者の新型コロナワクチン接種の予約に関しまして、コールセンターに電話が繋がらないという状況が続き、町民の皆様には大変な不便や御心配をお掛けしましたことを、この場をお借りし、改めまして深くお詫び申し上げます。

本町では、予約体制確保事業として、いきいきほーるにコールセンター専用の電話設置工事を施工しました。また、コールセンタースタッフの確保及び研修、専用の電話番号と9回線の電話を準備し、予約受付に備えておりました。

しかし、予約受付を開始した4月16日には、一日に235件の予約電話が入ったのを皮切りに、予約受付を開始して6日目のピーク時には一日に621件の予約を受け付けることとなり、想定を超える状況となりました。

コールセンターに電話が繋がらず、本庁にも問い合わせの電話や苦情が寄せられたり、いきいきほーるの窓口にも接種券を持った方が来所されたりすることもあり、職員総出で、予約受付等の対応をした次第です。

このような事態を招いた原因として考えられることは、3点挙げられるかと思えます。

まず、1つ目は、受付方法を電話のみにしたことです。電話のみにした理由は、予約時に町から直接・確実に接種に関する必要事項を伝えるということを優先したからです。その必要事項とは、御本人の体調やかかりつけ医へ事前に相談をしておくこと、受付時間を厳守いただくことや接種当日の持ち物、体調不良以外は変更やキャンセルができないことなどです。今回メッセージRNAワクチンという新たなワクチンを使用するということもあり、接種に関してできるだけ予約の段階で不安を解消していただこうと対応した結果です。

このことにより、1人当たりの電話の対応時間が長くなり、結果として回線が繋がりにくくなったという状況を招いてしまいました。

今回の予約で、近隣市町は電話とウェブの予約を併用しており、電話受付による混乱は多少招いたものの、申込者のうち半数はウェブ予約であったと聞いております。

高齢者にはウェブ環境を準備できない人や、難しい人がいるのではないかとという先入観があり、本町ではウェブ予約を導入しなかったことにより、予約をスムーズに行うことへの配慮が欠けてしまったことは、反省しているところでございます。

しかしながら、コールセンタースタッフが電話で直接、丁寧な説明をすることで、住民の方からは、「よく分かりました。」との声も聞かれ、接種当日の出席率はほぼ100%となっており、安心して接種が受けられたのではないかと考えております。

2つ目は、今回65歳以上の対象者9,626人に一斉に接種券を郵送したことです。実際、接種会場は、基本的に75歳以上が福岡新水巻病院、それ以外がいきいきほ一と区別していましたが、予約による混乱を事前に予測し、年齢別に分けて送るべきでした。このことに関しましては、公平性よりも混乱を避けることを優先させるべきであったと反省しております。

3つ目は、情報の公表が全体的に十分でなかったことです。

今回、新型コロナワクチンの接種には、ファイザー社製のワクチンを使用していますが、ワクチンの供給時期や供給量が、福岡県からなかなか町に示されず、接種計画の変更を余儀なくされ、接種の全体像を公表することが難しい状況でした。そのため、本町の65歳以上のワクチン接種の全容が住民の方から見えず、マスコミの報道で先進地域の情報のみがテレビやインターネットを通して伝わり、住民の方に不安を与えてしまう結果となりました。

以上のことを踏まえまして、12歳以上から65歳未満の方の接種予約については、次のように考えております。

まず、予約方法は電話予約とウェブ予約を併用します。対象人数は約1万5800人で、この世代はウェブによる予約が多くを占めると見込んでいます。

そのため、ワクチンの供給量に合わせ、予約枠をできる限り確保したいと考えております。

また年齢ごとに時期を分けて接種券を発送することで、アクセスが集中することを回避し、予約ができないということがない様に対応していきます。

またウェブ予約は、分かりやすく簡単にできるものを検討しております。

さらに、これまで電話で直接御本人にお伝えしていた、接種に関する説明事項などは、チラシやホームページを使って発信してまいります。

65歳未満のワクチン接種計画については、現在、構築中でございますが、年齢の高い人及び基礎疾患等のある人から順次年齢をスライドさせて接種できるよう考えております。

次回の対象者は、65歳以上高齢者の1.5倍の人数となります。そのため予測される事態を見極めながら、住民の方が不安なく予約ができ、安心して接種ができるよう、引き続き慎重に進めてまいりたいと考えます。

次に2点目の、コロナウイルスワクチンの接種順位について。

1つ目の当町の接種方針には、接種順位の3番目の「高齢者施設等の従事者」は含まれていません。高齢者施設等の従事者へ優先接種を行うべきと考えますが、いかがですか、とのお尋ねですが、高齢者施設等におけるクラスターの発生を防ぐため、本町でも入所施設等の従事者への接種は非常に重要であると認識し、接種計画書の65歳以上の高齢者の中で、高齢者施設等入所者及び従事者にも同時に接種を行うこととしております。

今年3月末には、町内の高齢者入所施設等の管理者を対象として、施設におけるワクチン接種の実施方法や準備等について事前説明会を実施し、施設において準備期間を十分に確保したうえで、5月末より接種を開始しております。

2つ目の、北九州市では、7月上旬から保育士や幼稚園教諭、小中学校教職員への優先接種を決めました。放課後児童クラブや児童養護施設、障がい者施設、通所系高齢者施設の職員も含まれます。当町においてもこれらの施設関係者の優先接種を行うべきと考えますが、いかがですか、とのお尋ねですが、全国的に変異株の出現や、基礎疾患のない若者の集団感染が非常に増えています。御指摘のように、15歳以下の子供との日常的な関わりを持つ場面におけるクラスターの発生や、休園・休校で生じる影響の大きさを考慮することは、子供を守るという視点からも非常に重要であると認識をしております。

そのため、本町ではこれらの関係者に対して、優先接種が実施できる環境が整うよう、早急に検討をしたいと考えております。決まり次第、関係者へ周知してまいります。

次に3つ目の、当町における高齢者施設等の入所者の接種状況は、現在どうなっているのか、とのお尋ねですが、現在、町内には、高齢者入所・入居施設及び障がい者支援施設が19か所あります。そのうち接種希望者は、入所・入居者が534名、従事者が373名となっています。

ワクチン接種は、各施設の嘱託医または町内の内科医が入所施設に出向いて接種する「巡回接種」と医療機関で実施する「個別接種」があり、先ほど申し上げましたように、5月末より接種を開始しており、7月末までには、接種を希望する入所・入居者及び従事者への2回目の接種を終える予定です。

施設の担当者や接種医の御協力により、施設入所・入居者及び従事者への接種はスムーズに進んでいると聞いております。

最後に3点目の、現在、町内の高齢者施設等の従事者のPCR検査の実態と、町として高齢者施設等の従事者のPCR検査をどう進めていく考えか、とのお尋ねですが、町内の高齢者入所施設及び障がい者支援施設を調査しましたところ、18施設より回答をいただきました。そのうち、令和3年4月から6月においてPCR検査を定期的に受けている、または受ける予定と回答した施設は12施設、PCR検査を受けたことがないと回答した施設が6施設でした。

この調査により、高齢者施設等の職員を対象とした新型コロナウイルスのPCR検査の実態を把握することができ、PCR検査の実施状況に差があることが分かりました。

この高齢者入所施設等の職員を対象としたPCR検査は4月から6月までの間、福岡県の制

度として、1人あたり3回を上限に施設ごとに一齐に定期的な検査を行うことが可能です。そのため、PCR検査を受けたことがないという施設には、施設内感染対策を強化していただくよう情報提供してまいります。また、同時にワクチン接種を進めていき、安心して仕事に従事できるような環境を整えていきたいと考えます。

新型コロナワクチン接種は、65歳以上の高齢者につきましては、現在2回目の接種を実施しているところです。その後には64歳以下の接種も始まります。

住民の方が安心安全に接種を受けることができ、新型コロナウイルス感染症が1日でも早く終息に向かうよう、関係機関の協力を得ながら、職員一丸となりこのワクチン接種を実施してまいります。

次に、生理の貧困をなくすために、の御質問にお答えします。

まず1点目の、当町はこの問題をどう認識していますか、とのお尋ねですが、生理の貧困とは、経済的な貧困によるものをはじめ、親の虐待や無理解によるもの、本人の羞恥心により購入行動が起こせないなどの様々な理由で生理用品を手に入れることが困難なケースがあり、女性自身が身体的、経済的、精神的な負担を強いられている問題であると認識しています。

特にコロナ禍による経済的な貧困が影響し、失業や収入減により生理用品が購入できないケースが増えたことで、経済的支援と同時に女性が健康に暮らし、生理への負担を軽減できる取組が必要ではないかといった議論が、国会でもされるようになってきました。

また、親の虐待や無関心、あるいは父子家庭で父親に言い出しにくいなどの家庭環境が理由で、生理用品を購入してもらえないといったケースも問題の一つとして取り上げられています。

さらに、これら経済的な理由や親の虐待、無理解によるもの以外にも、生理用品を自分で購入することが恥ずかしいと感じるケースが18%あることが、国際NGOプラン・インターナショナルの調査で分かっています。

以上のように、生理の貧困と申しましても、生理用品が手に入らない、入りにくいという状況の原因には個人によって様々なケースがあります。

海外では、生理に対する女性への負担を軽減する支援策として、生理用品を購入する際の税金を非課税にする国や、公共施設や学校などのトイレにあらかじめ生理用品を設置している国などがあり、スコットランドでは、2020年11月に世界で初めて生理用品を無償で提供するという法律が可決されました。

またフランスでは、2021年2月から大学生に生理用品が無償で配布されるようになり、ドイツでは、生理用品を購入する際の税率が19%から7%に軽減されました。

御質問にもありますように、日本国内においても、福岡県が県内の大学へ備蓄生理用品を配布しているように、防災用で備蓄している生理用品を無償配布している自治体も増えてきております。

一方で、コロナ禍により、一時的に生活が困窮しているケースについては、直接的に生理用品を配布することが有効であるとは思いますが、コロナ禍以前から、もしくはコロナ禍以外の理由で生活が困窮している方には、そもそもの困窮から抜け出すための支援が必要となります。

また、親の虐待や無理解などの家庭環境が原因である場合には、その状況をしっかりと把握し、学校、児童相談所などの関係機関が連携し、虐待そのものの解決策を見出すことが必要に

なります。

また、国際NGOプラン・インターナショナルでは、生理の貧困には、生理用品の購入、月経衛生や健康についての教育の欠如、生理にまつわる羞恥心やタブーの存在の3つの要素があると指摘しております。生理用品を購入する際の羞恥心により、購入しづらさを感じるといったケースは、男性を含めて、生理に対する認識や理解度の低さを象徴しているともいえます。

そこで国の動向ですが、今月に開催された男女共同参画会議において、本年度中に、生理用品を買う余裕がない女性を対象とした、健康調査に着手するという内容が報道されております。会議における重点方針案では、女性特有の課題として生理や不妊が取り上げられたようです。

今後、これらの会議の結果を踏まえ、女性が抱える、避けては通れない深刻な問題として、国からの具体的な計画や支援策が提示されることと思います。

また、御質問にあります、男女共同参画大臣の答弁で、約13億5000万円が生理用品を無償配布するために予算措置された詳細について御説明します。

地域女性活躍推進交付金という名目で、地方自治体が、不安を抱える女性の相談支援や居場所づくりに関する事業を、新規にNPO等に委託する場合で、「つながりサポート型」というアウトリーチ型支援を追加で行う際に、アルコール消毒液やマスク等の感染拡大防止対策経費において、生理用品等の購入経費も委託料に追加計上が可能になったというものであります。本町では、NPO等の民間団体への委託事業を行っておりませんので、対象外となっております。

最後に、水巻町の現状についてですが、令和2年度、新型コロナウイルス感染症に関する経済対策の1つとして、2回目となる1人5,000円の商品券の配布を行っております。この商品券は、ドラッグストアやスーパーでも幅広く利用できることから、経済的な理由により生理用品が入手困難な方々に対しての短期的な対策として、一定の支援につながっているのではないかと考えております。

また、今議会の補正予算に計上しております、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金を活用した、子供1人あたり5万円の支援や、水巻町商工会と協力して行う、地域活性化事業補助金を活用したプレミアム商品券事業も、生活に困窮する女性に対する経済的な支援の一つであると認識しています。

今後も、家庭の経済的な事情でお困りであれば、福岡県の委託事業である「困りごと相談室」が実施している、家計改善支援事業につないだり、社会福祉協議会が受付窓口となっている、緊急融資などの支援制度の御案内を継続して行ってまいります。

特に、困りごと相談室の相談委員は、11名中10名が女性ということもあり、女性にとって相談しやすい体制になっております。

引き続き、先程申し上げた国の動向を注視し、地方自治体に対する具体的な計画や支援策が示された場合は、その方針にのっとり、検討を行ってまいります。

次に2点目の、困っている方に対し、町も災害備蓄生理用品等を活用し、生理用品の無料配布に踏み出してはいかがですか、とのお尋ねですが、本町では、令和元年12月に「水巻町備蓄計画」を改訂しております。この計画の目的は、大規模な災害が発生した場合に必要とされる食糧、飲料水、生活必需品等の物資の備蓄について、定めることとあります。この計画に基づき、町では備蓄食糧及び備蓄物資を毎年購入しているところです。

ただし、町の備蓄食糧及び備蓄物資を保管できる場所には限りがあり、毎年購入する上での、予算上の制約もございます。そのため、一部の物品については、町内外の事業者と締結している災害協定に基づき、流通備蓄を活用することとしています。流通備蓄とは、平常時は店舗にある在庫の食料や生活必需品等を、災害時には町が優先的に購入し、活用するものであります。

お尋ねの生理用品につきましては、現在、本町でも一定数の備蓄をしておりますが、大規模災害時には数が不足することが予想されるため、流通備蓄も活用する予定であります。

当然のことではあります。災害時には、避難所の女性用トイレ内に生理用品を配置するなど、女性の視点に立った対応を心がけてまいります。しかしながら、現在の備蓄数に限りがあり、あくまで大規模災害時の緊急用として備蓄しているものであるため、災害用で備蓄している生理用品を無料配布する考えはございません。

3点目の、小中学校の女子トイレに生理用品を常備することについて、のお尋ねは、後ほど教育長に答弁させていただきます。

最後に、総合運動公園の「アスレチックひろば」のリニューアルについて、の御質問にお答えします。

御質問にあります「周辺に草木が生い茂り、子供たちが利用したくても安心して利用できるアスレチック広場とはなっていません」との御指摘ですが、令和元年9月議会の答弁でも御説明したとおり、総合運動公園内の樹木の管理におきましては、以前よりアスレチック広場の利用者や近隣住民から「アスレチック広場周辺が、昼間でも薄暗くて怖いため、どうにかしてほしい」、「総合運動公園の西側の町道沿いの立木が、町道側に覆いかぶさるように茂っており、車両の通行の妨げになるため、伐採してほしい」などの要望がありました。そのため、平成24年度に、テニスコート及びアスレチック広場周辺の高木剪定を行い、平成25年度からは、アスレチック広場周辺より継続的に間伐を進めておりますし、定期的に除草作業も実施しております。

確かにアスレチック広場は、山中にありますので草木の生えるスピードも早く、幾分かの御不便をおかけしていることもあるかと思いますが、いつでも利用していただけるよう周辺整備を行っております。

また、「現況のアスレチックは、修繕されず次々と撤去」しているとのことですが、今年に入り、2基の遊具は木の腐食が激しく、修繕できない状態であることなどから、残念ながら撤去することとしました。しかし、現存しているアスレチックについては修繕を行った遊具もございます。

アスレチックのメンテナンスにつきましては、定期的に業者による点検を行い、不具合が見つかった箇所については、修繕可能であれば、なるべく早めに対応するなど、子供たちが安心して利用できるように努めております。

しかし、このアスレチック広場は、平成3年にオープンし、既に30年近く経過している施設でございます。そのため、遊具の経年劣化に伴う基礎の歪みや、土台からの腐食により危険を及ぼす事象も生じております。そのような遊具については、子供たちの安全確保の観点から修繕に至らず、撤去しなくてはならない状況が発生していることも事実でございます。

また、「楽しく群れて遊ぶことを奪われているコロナ禍に育つ子供たちの健全な発達を保障す

るためにも、今年度削減されたプール予算 2000 万円等も活用し、アスレチック広場をリニューアルし、子供たちに開放感あふれる自由な遊びの空間をプレゼントしてあげたい」、との御要望ですが、まずは新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、疲弊した経済などの回復や、多くの町民の皆様のための政策に財源が必要となってきますので、アスレチック広場のリニューアルに活用することは考えておりません。

これまでの経緯を踏まえましても、今後このアスレチック広場をリニューアルすることは、困難であると考えておりますが、除草作業や遊具の点検など、子供たちが安心して遊ぶことができる環境づくりには、これまでどおり努めてまいります。

子供たちの遊びの場につきましては、遊具は少し減りましたが、このアスレチック広場を含め、町内の他の公園も御利用いただければと考えていますので、御理解をお願いします。

## 議 長（白石雄二）

教育長。

## 教育長（小宮順一）

生理の貧困をなくすために、の御質問にお答えします。

3 点目の、児童・生徒のプライバシーと尊厳を守り、すべての子供たちが安心して学べる環境を保障するため、小中学校の女子トイレに生理用品を常備することを求めますが、いかがですか、とのお尋ねですが、近年、学校においても生理の貧困についての問題が取り上げられており、学校の女子トイレの洗面台や個室のタンクの上に、生理用品を常備した箱や巾着袋を置いておくなど、児童・生徒の誰もが人目を気にせず、生理用品を受け取り、使用できるように取り組んでいる自治体も増えてきているようです。

本町の小中学校の現状といたしましては、多くの児童・生徒は家庭の中で準備できており、登校して急に生理が始まった児童・生徒や、生理用品を忘れてきた児童・生徒などに対しまして、誰もが困ることなく対応できるよう、保健室において、常に一定数の生理用品を常備しております。

小中学校では、保健指導におきまして、小学校 4 年生から体の発育・発達について学び、その後、中学校でも、心身の機能の発達と心の健康について学習いたしますが、その中で生理用品についても指導を行い、必要になった場合には保健室に行けば無償で配布してもらえることを、児童生徒たちに丁寧に伝えております。

保健室で対応する件数は、年に 10 件程度で、また、学校現場では、生理用品が買えなくて困っているという相談は、今まで一度もなく、生理の貧困については、あまり実感がないと思われます。

学校の女子トイレの中に生理用品を置いたままにしておくことは、あまり衛生的とは思えませんし、児童・生徒間のいたずらや、不必要な持ち帰りなどにより、本当に困っている児童・生徒が必要なときに手元に届かない、といったことも懸念されます。

しかし、児童・生徒における生理をめぐる環境や状況は、人それぞれと思われれます。昨今の新型コロナウイルス感染症による経済的な影響が長引く中、本町におきましても、貧困や育児

放棄などで、生理用品を買えない児童・生徒がいる可能性は否定できません。

そのような児童・生徒に、担任の先生や養護教諭が寄り添い、コミュニケーションを深めながら信頼関係を築き、本当に困った時に学校に相談できるように対話する力、自分から行動できる力を育てていくことも教育の一つであります。

子供たちが安心して学べる環境を保障し、健やかに成長していけるよう、養護教諭を含めた学校関係者や、保護者等の多くの意見を聞きながら、慎重に検討してまいります。

**議 長（白石雄二）**

これより再質問をお受けいたします。中山議員。

**6 番（中山 恵）**

すみません、教育長にお尋ねいたします。

学校現場では、生理用品が買えなくて困っているという相談は今まで一度もなく、生理の貧困についてはあまり実感がないと思われまますとの答弁がございますが、実際問題ですね、学校現場ではきちんと把握されておりますでしょうか、お聞きします。

**議 長（白石雄二）**

はい、教育長。

**教育長（小宮順一）**

中山議員の御質問にお答えをいたします。

先ほど答弁いたしましたように、現在のところ、学校現場からそのような声がここに届いてきているということは、これまでのところございません。

しかしながら、現状を踏まえまして、そのような子供たちがいないということは断言できませんので、今後、その状況を把握するような検討をしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

**議 長（白石雄二）**

はい、中山議員。

**6 番（中山 恵）**

そうですね、教育長今言われましたことも十分理解しております。

そしてまた、昨年がたまたまですね、幸いにして、買えなくて困っている相談の方、相談の児童・子供たちがいなかったかもしれません。

しかし、生理の貧困が広がっている実態を報道されてからですね、急速に注目もされております。

またネットを通じて声なき声がシェアされるようにもなり、これからは児童生徒たちが相談に来る機会が増えるのではないかとと思われます。

そしてまた担任の先生方などにですね、児童生徒たちが寄り添いやすく、またコミュニケーションを深めていきながら、家庭のことなども話せるよい時間が取れるのではないかとも思います。

コロナ禍のもとで、学校現場も本当に大変かと思っております。今後もですね、児童生徒たちの心のケアも含め、安心して学べる環境を、ぜひ教育長のほうと、町全体として、進めたいと考えております。

## 議 長（白石雄二）

はい、岡田議員。

## 5 番（岡田選子）

生理の貧困についてですけども、本当に今このような、コロナ禍の中ですね、本当に女性も子供たちも大変な状況になっています。

それについてですね、日本でも、もうこういうことがあるんだということが分かって、それが子供にもあるんだと。

それで貧困だけじゃなくって、恥ずかしくて言えないとか恥ずかしくて保健室にももらいに行けないという子供たちがいるっていうことなんですね。

だから、そこら辺はですね、今のコロナ禍で、教育長の答弁には、信頼関係がね、築いてっていうことがありますけど、それを築く間もなくですね、もうマスクをつけて、1年生マスクを外した顔を、じゃあ担任の先生はいつも見てみてるのかという、ですね。本当に子供のこともなかなかつかめないという今のコロナ禍の状況なんです。

だから、やはりそういう子がもういる、そして言えない、信頼関係を築けない。そういう子もいるわけですよ。全ての子が元気に先生に何でも物言える子供たちじゃないんですね。

だから、そしてまた、それがしっかり通常だとそういう信頼関係を築くのは、もう先生方もそれはプロですからできるんでしょうけど、そうじゃないこの時期だからですね、こういうことが必要なんだということで、文科省もですね、すぐに動いて、そういう補正を上げてですね、交付金の中に入れたということなんですよ。

だから私は、こういう緊急事態のこういう貧困が、世界でも日本でも、まあこの町でも、あるということが見えないけれども、あるということが分かったらですね、それに柔軟にすぐに対応するべきだと思うんですね。

不衛生だとか、なくなったりとかそんなことはやってから言えばいいことで、まず対応する、そういう貧困、目の前にいる困ってる人たちがいるっていうことが分かったら、それに対応するという姿勢がね、やっぱり教育者には求められるんじゃないかと思いますよね。

それからだんだんと、その後の指導は幾らでもやり直すことができると思いますので、やっぱり町の姿勢だと思います。

それで、町長の答弁でもですね、プレミアム商品券を配っているから、支援にはなるということで。まあ確かに支援にはなってますよね。

でも今ここで一番問題になっているのは、食べていくのが精いっぱい、生理用品を買うゆ

とりが無いというところまで行っているわけですね。

そういう人たちがいると。生理用品以外のもので、生理を何とかして、しのいだという人たちもいるということをおまへに、やっぱりその認識をもう少し、執行部の皆さん方に深めていただいて、しっかり検討を――。教育長も検討していただけるとおまへますので。

まあ保護者の皆さんや、皆さんの御意見を十分聞くのも必要ですけど、町の姿勢としてね、そこは、そういうことが分かったらやってみようというね、その姿勢になぜならないのかなというのが、そこが私は不可解で分からないんですけど。

それですね、質問の時間がないので、あるんですけど、ぜひ実行するようにですね。生理の貧困については、まず、行動することを求めておまへます。

それと、ワクチン接種ですけど、今日の答弁で、高齢者の皆さん、高齢者施設等従事者の皆さんの接種はもう既に始まっていたということなんですね。答弁では5月から始まっていますということなんですけど。ということは、私はそこを心配してたんです。

一切ですね、ホームページに書かれてないんですね。高齢者施設のこととかがですね。だから、わざわざ質問したわけなんですけども。

高齢者と入所者の皆さんと、まあ入所者は高齢者の枠でされるのかも分からないんですけども、その従事者の皆さんにですね、もう既にクーポンが届いているんでしょうか。

**議 長（白石雄二）**

はい、手嶋課長。

**健康課長（手嶋圭吾）**

御質問にお答えいたします。

接種券ですね、クーポン自体は届いており、もちろん町外者であるとかですね、そういった方も多くございますので、届いてない方もおられます。

もちろん65歳以上あれば、届いてる方もおられますが、それは接種券がなくても接種ができるような形でですね、体制を整えておりますので、今現在5月末から接種を開始しているというところがございます。

以上です。

**議 長（白石雄二）**

岡田議員。

**5番（岡田選子）**

やはりその高齢者と障がい者施設の入所者の皆さんのね、接種を早くしていただきたいというふうに思います。

それですね、厚労省のホームページなど見ますと、基礎疾患を有する人たちへの接種をね、優先順位として先に上がっているように思うんですけども、当町の場合は、そういうふうには――。基礎疾患を有する人が、まあ順番って、同列に並べてあるんでどっちもどっちだと思うん

ですけど、まあ先に書いてあるほうが疾患を有する人で、その下がまた従事者になってるんですよね。その辺とかが、全くホームページではもう水巻のホームページでは分かりませんので、わざわざ質問させてもらったんですけど。

基礎疾患がある方ね。厚労省では、先にというふうな意図があるように思われるんですけども、水巻の場合は、今回、7月下旬から発送して、接種開始が8月だというふうになってるんですけど、これは、どうしてこういうふうになったんでしょうか。

#### 議 長（白石雄二）

手嶋課長。

#### 健康課長（手嶋圭吾）

御質問にお答えいたします。

厚労省で、接種順位ということはもちろん定めておりますけども、これはある一定の順位ということで、あとは市町村の独自の優先範囲で行っても構わないというような形も示されております。

そこでまずは高齢者、65歳以上の接種を終わらせて、その中で、施設の中の従事者についても、一定程度、施設のですね、接種を5月末から始めているということで、3月に施設の管理者に対して御説明を行って、入所者と従事者についても、接種のお願いをいたしているところでございます。

ただ基礎疾患の方については、60歳から64歳の方と同列のような形でしております。

もちろん一部従事者については、少し優先接種のような形・枠になっておりますが、60歳から64歳、そして基礎疾患の方、同列のような形で、今後7月末ぐらいから接種を行っていきたいというふうに、今準備をしているところでございます。

以上です。

#### 議 長（白石雄二）

岡田議員。

#### 5 番（岡田選子）

接種順位として16歳以上の人の、64歳以下の人の接種順位として、混乱を避けるためにね、年齢順に今回したわけですよ。

で、60歳から64歳としたときにですね、厚労省の場合は60歳から64歳がちょっと、もう削除されてますよね。同列に並べてたのがどんどん更新されて、最近のでは60歳から64歳っていうのがなくなってるんですね。

だから、余りそこにこだわらなくてもいいのかなというふうには私は思ったんで、そのときに、やっぱり基礎疾患のある方を先にすることが意図なのかなというふうに、そっちが大事だよというふうに、これ全て国のほうの機関でいろいろ調整しながら、接種順位決めてるでしょ。

だから、そういう意図を十分町としてもね、受けながら、基礎疾患のある人もやっぱり不安の中で毎日過ごしている方をね、先にしていただけるといいかなというふうに思ったんですけど。ここはまあどうにもならない問題なのかどうかですね。またちょっとお答えいただきたいのと、あとPCR検査を6施設、受けてないということが分かりました。

施設としてはやはり、もし陽性者が出たときに、のリスクがあるからなかなか受けられないってということもあるんでしょうけど、やっぱりクラスターを抑えたり、感染対策にはやっぱりPCR検査をしっかりと行うと。広く何度でも行うということが必要なので、ここについてはですね、しっかり担当課からですね、なかなか強制力がないので、言いにくいことだとは思いますが、そこは今後、どういうふうに対応していただけるか、ちょっと答弁短めでお願いします。

#### 議 長（白石雄二）

課長。

#### 健康課長（手嶋圭吾）

御質問にお答えいたします。

まず、基礎疾患の関係でございますけれども、まず今6月10日号の広報紙にですね、基礎疾患がある方ということで、まずは申請をしていただいて、その方に優先接種をするというような考えでおります。

それとあと施設の関係ですが、一応病院の方針で、発熱をされている方もいないので、ワクチンを接種することを優先して、PCR検査までは至っていないというような形で回答をいただいているような状態でございますが、できる限り感染対策の情報等も提供する中で、PCR検査も、6月まで県で行っておりますので、お願いしたいということで、機会があるごとにお話し差し上げたいというふうには考えております。

以上です。

#### 議 長（白石雄二）

岡田議員。

#### 5 番（岡田選子）

それでエッセンシャルワーカーの保育士さんや学校の先生たち、そういうことにも優先接種を考えていただくということで、本当にこれをしていただきたいと思います。

それで私、ちょっとフェイスブックのお友達がですね、「私が所属する町はワクチン接種を明日からエッセンシャルワーカーの方々に対しても優先接種していただきます。学童保育の支援員は来週月曜火曜日で接種します。町の対応に感謝いたします。」という、これ隣町の遠賀町のフェイスブックの友達なんですけども、もう来週月曜火曜ということは今週の月曜火曜でした。

だから遠賀町では、こういう方々がもう先に安心して子供たちと接せられるようにですね。本当に町の対応に感謝すると。

やっぱり町っていうのはそういうふうに不安に思ってる人をどれだけ安心させていくかっていうね、そういう細かいところの配慮がすごく私は、そこ、そこだけでいいと言いたいぐらいですね、大事なことだと思いますので、ぜひこれもね、早めにしていただきたいと思います。

もうすいません、もう時間がなくて、もう答弁を簡潔にとお願いしてるんですけど全然聞いていただけないので、また議長に申入れしたいと思いますが。

アスレチック広場についてですけども、今ですね、全然安心して遊んでいただけるように、管理しておりますって、言ってるんですけども、全然安心して遊べるような状況じゃないです。

草も除草剤をまいたんじゃないかと思われるような感じですしね。

先日の連休でしたかね、ゴールデンウィークとかも、もう遊びに行くところなくて、緊急事態宣言になってテニスコートの入り口も全部チェーンしてるので、あの前に車が3台ぐらい突っ込んであって、若いママたちが子供たちをテニスコートの裏のどこの芝生があるっていうかね、草のところで遊ばせたり、上のところでしたり。本当にアスレチック広場は――。

あの看板も、見ました？課長。あれ、手え入れてます？いつ入れました、あれ。全然手とか入ってないですよ、30年間。もう草ぼうぼうですよ。

あそこでも子供たちは遊べるんですよ。

だからもう、アスレチックをリニューアルしないんなら、もっと安心して遊べるように、草刈りとか木をもっと小まめに切るとか。もともとあそこ、なんか「山中」って書いてますけど、もともとは何か畑があったところで、あんまり、全部が山中じゃなかったっていうふうにも聞いてますけど。

本当に木が生い茂って、蚊も多くて、なかなか行かせられない公園なんですね。

だからしっかり――。あの公園をもう水巻としては子供の遊び場として、もう見捨てるというお考えなのかどうか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

## 議 長（白石雄二）

高祖課長。

## 生涯学習課長（高祖 睦）

岡田議員の御質問にお答えします。

草の生え方にもよりますけども、一応例年3月から11月の間、一応除草散布、まあ除草剤です、申し訳ないです。除草散布をさせていただいております。

もちろん草刈りも年2回、除草剤散布年3回と合わせて計5回実施をして、なるべく、遊具の周りにつきましては草が生えていないようにですね、管理を進めているような形にはなりません。

ただ、どうしてもその周りの生い茂った木がございますので、計画的に、そこら辺は利用しやすいようにですね、間伐を行っていききたいというふうに思っております。

議長（白石雄二）

岡田議員。

5番（岡田選子）

私ね、アスレチックがなければなくていいと思うんですよ。

ああいう山のところの傾斜で、子供たちが自由に駆け上がったり駆け降りたりですね。そこで椎の実とかドングリとかいっぱい秋には落ちて、あそこでただもう本当、自然の中で子供たちが遊んでるんですよ。だからそういう遊び場を守ってほしいんですよ。あの場所を。

だからいろんな子がもうどんどん来て、子供が遊ぶ姿を見るって希望やないですか。うれしくないじゃないですか。そういう遊び場が町内にあるっていうことは。それを、「ほかの公園に行ってください」はないですよ。

あの自然の中の、あの傾斜の、あの坂の山のガタガタで遊べるとこってないんですよ、あんまり。だからそういうね、わざわざ保育所なんか盛土してから山造ったりするわけでしょ。

だから、そういう子供の発達のことを考えてもね、あれは私は重要なところだと思っていますので。環境はですね。だから、もうちょっと安全に、子供たちがしっかりいろんな体験ができるようにしていただきたいと思いますので。

こまめに見に行ってください。お願いします。

それで、やっぱり今、子供たちプールも行けない。2000万、去年と合わせれば4000万になるのかもしれませんが、そういう、社会教育で予算が余っているなら、それを何か子供たちのためにね――。

[ 質問時間終了 ]

使っていただきたいということを申し述べて、要望して終わります。

議長（白石雄二）

以上で、1番、日本共産党の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時09分 再開

議長（白石雄二）

再開いたします。2番、有志会。高橋議員。

9番（高橋恵司）

9番、高橋恵司です。有志会を代表しまして、一般質問の冒頭質問をいたします。

まず、若年層の投票率向上のための取組について。

一昨年の水巻町議会議員選挙においては、投票率が50%にも満たない結果となりました。これは、有権者の半分以上の町民が、町政に興味を示していない状況を現しています。

この悲惨な状況を鑑みて、私ども町議会議員も、町執行部も、もっと町民の皆さんと一体となって「住みよい水巻」を作らなければならないと思うところでございます。

そこで、お尋ねします。

若年層の投票率向上に向けて、早い時期から町政や選挙に触れる機会をつくり、興味を示すような取組が大切と思いますが、何か検討されていますか。

また、小中学生が議会を身近なものに感じるために、水巻町の小中学校の授業の中で、選挙に関する授業はどのぐらい行っていますか。

次に、高松町営住宅の今後の在り方について。

高松町営住宅の1棟から10棟については、同じ高松町営住宅の11棟から24棟に比べ、立地的にも高台にあり、高齢者が多い町営住宅入居者にとっては、非常に利便性が悪いものとなっています。そのためか、当該地区は、空き住戸が大変多く、防犯上においても、決して望ましい状態ではありません。

また、当該地区の住棟の状態についても、他の住棟に比べ、経年劣化による傷みも大きいものと思われ、補修等にかかる経費も、毎年多額なものになっていると思われ。

老朽化が進む吉田町営住宅において、今年度より住替事業が開始されましたが、この高松町営住宅においても、今後の方向性について、検討しなければならないと考えます。

そこでお尋ねします。

(1) 経年劣化が著しく、空き住戸が多い高松町営住宅の1棟から10棟について、町の将来を見越した今後の方向性を決める必要があると思いますが、どのように考えていますか。

(2) 高松町営住宅14棟の1階部分は、店舗部分となっていますが、常にシャッターが閉まった状態となっています。この店舗部分をもっと有効に活用すべきと思いますが、いかがですか。町の考えをお聞かせください。

以上でございます。

## 議 長（白石雄二）

町長、答弁。

## 町 長（美浦喜明）

はじめに、若年層の投票率向上のための取組について、の御質問にお答えします。

まず、1点目の、若年層の投票率向上に向けて、早い時期から町政や選挙に触れる機会をつくり、興味を示すような取組が大切と思いますが、何か検討されていますか、とのお尋ねですが、これまでは、広報媒体や啓発物資の配布などによる地道な啓発や、中学校での生徒会役員選挙時に、選挙管理委員会所有の投票箱や記載台などを貸し出し、実際の選挙の模擬体験を行ってもらうなどの取組にとどまっておりました。

そこで、若者の視点で現状の問題点について考えてもらうため、令和元年度に九州共立大学の学生をインターンシップで受け入れました。学生には、「若年層の投票率向上への方策」を課

題として取り組んでもらい、その成果を選挙管理委員会に対して発表していただきました。

学生が諸外国の投票率等を参考に研究した結果、若年層の投票率が高い諸外国では、幼少期から政治を身近に感じる工夫がなされ、政治への関心が高められていることが分かりました。そのため、本町でも小中学校で政治についての講話や模擬投票を行うことで、若年層の投票率向上に寄与できるのではないかと考えております。

また、投票立会人や選挙事務のスタッフなど、若年層の方に選挙事務に携わってもらうことで、政治や選挙を身近に感じてもらえるように取り組んでいるところです。

小中学校での講話や模擬投票などは、このコロナ禍の状況から、すぐに実施することが難しいため、今後の推進方法については、検討してまいります。

本町の全体の投票率は必ずしも高いものではないと認識しておりますが、先程申し上げました、小中学校での模擬投票を含め、町の広報紙やホームページへの啓発記事の掲載や出前講座、議員の皆様と小中学生が触れ合う機会づくりなど、他の自治体の取組などを参考に、選挙管理委員会とともに町全体の投票率の向上に努めてまいります。

次の小中学校での選挙に関する授業についてのお尋ねは、後ほど教育長に答弁していただきます。

次に、高松町営住宅の今後の在り方について、の御質問にお答えします。

まず1点目の、経年劣化が著しく、空き住戸が多い高松町営住宅の1棟から10棟について、町の将来を見越した今後の方向性を決める必要があると思っておりますが、どのように考えていますか、とのお尋ねですが、御質問にあります高松町営住宅の1棟から10棟は、改良住宅として建設されており、住宅地区改良法を根拠として建設された住宅となります。1棟から3棟、5棟、6棟は昭和49年に建設され、4棟と、7棟から10棟は昭和50年に建設されており、高松町営住宅の中でも初期に建設された住棟となっています。

現在、高松町営住宅1棟から10棟の300戸中、160戸の契約があり、入居率は約53%となっています。

御質問にもありますように、この1棟から10棟の地区は高台の上に存在し、近年の少子高齢化の影響もあり、募集をしたとしても応募する方がいないような状況です。また、高松町営住宅の中でも初期に建設された住棟であるため、施設の老朽化や陳腐化が進んでおり、現在の住宅に対するニーズに適合していない状態となってきています。

本町といたしましては、資産の有効活用の面からも、耐用年限までは使用する方針でございます。

しかし、前段で申しました理由により、耐用年限の経過をもって用途廃止に向かうべきであると考えておりますが、用途廃止を実施するとしても多額の事業費を伴い、当該住棟にお住まいの入居者の皆様にも御負担をおかけする重大な事業となることが予想されます。

従いまして、御指摘のように、今後の高松町営住宅の在り方については、入居者の皆様に十分に配慮した上で、本町の将来を考慮しながら、慎重に検討を進めていきたいと考えています。

最後に、2点目の高松町営住宅の店舗部分をもっと有効的に活用すべきと思っておりますが、いかがですか、とのお尋ねですが、高松町営住宅14棟の1階に店舗スペースがございます。これは、町営住宅が建設された際に存在した「ニッタンマーケット」の代替措置として設置されたよう

です。しかし、当初存在した「ニッタンマーケット」は退去してしまい、その跡地には住民の利便性を確保するため、個人の小売店などを入居させてきましたが、当時は「アピロス水巻店」の出店もあり、店舗スペースの契約は減少していきました。さらに、近年では少子高齢化の影響や、契約者の減少もあり、採算が取れないことから、ほぼ廃業してしまっている状況となっており、現在では、小売業等の3店舗のみの入居となっています。

高松町営住宅の店舗部分でございますが、過去に施設の老朽化により汚水が天井から漏れ出し、多額の補償をするような案件が発生しています。店舗室内についても施設の老朽化や陳腐化は進んでおり、これ以上店舗を継続させることは合理的ではありません。

また、近隣に複合商業施設が出店し、住民の利便性も向上していることから高松町営住宅の店舗部分につきましては、一定の役割を終えたものと判断しています。

なお、この店舗に関する取扱いにつきましては、令和2年7月の政策会議において、「政策空家」として取り扱うとの政策決定をしていますので、今後も「政策空家」として適正に管理することとしております。

## 議 長（白石雄二）

教育長。

## 教育長（小宮順一）

若年層の投票率向上のための取組について、の御質問にお答えします。

小中学生が議会を身近なものに感じるために、水巻町の小中学校の授業の中で、選挙に関する授業はどのぐらい行っていますか、とのお尋ねですが、小中学校ともに社会科の授業の中で、選挙に関する授業を行っています。

小学校は、6年生の社会科の授業の中で、年間2時間程度、選挙の歴史や仕組み、国会の役割について学習しております。中学校は、公民分野において、18歳選挙権などの日本の選挙制度や、民主政治及び三権分立の仕組みなどの学習を6時間程度、歴史的分野において、近現代史の学習の中で、政治に参加する権利の変遷に触れ、「立憲制国家の成立」や「民主化と日本国憲法」などの学習を4時間程度行っています。

また、近年の選挙における若年層の投票率の推移をグラフで確認し、若年層の投票率が低くなると政治の在り方がどう変化するかなどを考えさせたりしています。

小中学校では、これらの学習を通して、民主政治の意義や民主主義、国民主権を担う公民としての在り方について学んでいます。

また、義務教育課程においては、その他についても、学習指導要領に沿って、社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域課題の解決を社会の構成員として主体的に担う力を身につけ、行動していけるよう学習をしています。

今後も、小中学校における学習が、本町の投票率の向上につながるよう、学習の機会と内容の充実を図りたいと考えております。

議 長（白石雄二）

これより再質問をお受けいたします。高橋議員。

9 番（高橋恵司）

まず、若年層の投票率向上のための取組についての再質問を行いたいと思います。

学校教育も、行政も様々な取組をしていることはよく分かりましたが、私が思うのは、それプラス、机上での勉強だけでなく、体験するということが大切だと思っております。

若い頃の記憶は良いことも悪いことも鮮明です。頭の柔軟な時期から経験することが、子供たちにとってベストだと思っております。

したがって、小中学生が議会を傍聴することが一番ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

現在、このコロナ禍では無理だと思いますが、このコロナ騒動が落ちつき次第、何らかの取組の準備をしておくことが大切だと思いますが、いかがでしょうか。

議 長（白石雄二）

町長。

町 長（美浦喜明）

今、高橋議員が言われるように、小中学生等ですね、以前は中学生議会とか、いろいろと今日までに、生徒たちが議員になって町政について町長に質問するとか、そういうことをやってきた時期もあります。

今、こういうコロナ禍ではありますけど、平和教育とか、8月6日には長崎の語り部を呼んで、平和教育をしたりですね、そういう形で、いろんな形でですね、やってると思いますし、今後ともですね、そういう中で、小中学校のできる限り、教育委員会等と話してですね、子供たちの教育の一環として、政治あるいは行政をですね、勉強を実施してもらおうということは有効だと思っておりますので、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、高橋議員。

9 番（高橋恵司）

もう一つですね、若年層にとっては、インターネットやスマートフォンを活用することで、若年層の投票や選挙への関心を高めることができるのではないかと考えますが、オンラインを活用した投票率向上のための取組は考えられていますか。お尋ねします。

議 長（白石雄二）

町長。

**町 長（美浦喜明）**

それは選挙管理委員会が、投票率の向上等をですね、やっておりますので、選挙管理委員会のほうに議員の御意見等をですね、申し送りしておきたいと思っております。

**議 長（白石雄二）**

高橋議員。

**9 番（高橋恵司）**

ここで選挙管理委員会の方にこういった取組をするかというような、前向きな、御返答はいただけないでしょうか。

**議 長（白石雄二）**

川橋課長。

**住民課長（川橋京美）**

御質問にお答えいたします。

選挙管理委員会では、選挙制度の解説や、選挙時の投票開票の速報などは、これまでも町のホームページに掲載しておりましたけれども、本年4月に執行されました福岡県知事選挙の際には、新たな試みといたしまして、ツイッターで情報発信を行いました。

内容につきましては、期日前投票の呼びかけなど簡単なもので、投票率への寄与がどれほどあったのかをはかることはできませんけれども、今後も他自治体の取組などを参考に、オンラインの活用を図っていきたいと思っております。

以上です。

**議 長（白石雄二）**

高橋議員。

**9 番（高橋恵司）**

子供たちがですね、町政に興味を持ってもらうために、選挙の傍聴だけじゃなくですね、いろいろな角度から、大人が機会をつくるべきと思います。

例えば役場の見学とかですね、町内の公共施設の見学等、いろいろ町内にはございます。それらを見学してですね、行政にもっと子供たちが興味を深めるということを期待しますが、その辺のところをちょっとお答えください。

**議 長（白石雄二）**

佐藤課長。

**学校教育課長（佐藤 治）**

高橋議員の再質問にお答えいたします。

今、御質問のありました小学校の体験学習でございますけれども、今、小学校では、社会科見学といたしまして、町の役場や、消防施設、そういった地元の公共施設を見学して、社会の仕組みを学習するという機会がございます。

こういった機会を使いまして、議会が開催されてない時期に、町議会の議場を見学したり、また、議席に座る体験、こういったことをしながら、議会の仕組みを学ぶっていうようなことは、これは検討が可能かというふうに考えておりますので、今後、学校の要望を聞きながら、町の議会とも協議をしながら、検討をしてみたいと思っております。

以上でございます。

**議 長（白石雄二）**

高橋議員。

**9 番（高橋恵司）**

これはちょっと関連質問になるかと思いますが、もうそろそろですね、よくほかの議員からも、意見が出ているところかと思うんですが、議会の映像による放映ですね、これも、子供たちだけでなく、町民全体の選挙や行政への興味を持たせるためにですね、持ってもらうために、もうそろそろ、こういったことに取り組んでいただけたらと私は今、思っております。

ほかの――。

**議 長（白石雄二）**

高橋議員、それは、議会に対する質問になりますので、この席ではやめてください。

**9 番（高橋恵司）**

あ、そうなんですか。はい、分かりましたすいません。その辺のルールがまだあんまり把握してないもんですから、すみません。

それじゃ、続いて、高松団地に関していいでしょうか。

**議 長（白石雄二）**

はい。

**9 番（高橋恵司）**

耐用年数はあと、どれくらいあるんですかね。お聞きしたいんです。

**議 長（白石雄二）**

古川課長。

**町 長（美浦喜明）**

御質問にお答えします。

御質問は高松町営住宅の1棟から10棟のことと推測いたしますが、耐用年数につきましては、高松町営住宅は中層耐火5階建ての構造となっております、70年というふうになっています。

また耐用年限の到達年になりますけども、こちらのほうは大体、2044年から2045年が耐用年限の到達年となっております。

以上でございます。

**議 長（白石雄二）**

高橋議員。

**9 番（高橋恵司）**

とすれば、あと25年から30年ぐらいあるわけですよ。その間のことが、私が気になっているところがございますが。

例えばですね、店舗部分、今の現在の店舗部分にですね、町のコミュニティセンターを持つてくるとかですね。

塾などをつくって、大学生に協力してもらってですね、塾などをしてもらおうとか。

最近よくライフガーデンの周りを外国人の若い人たちがよく歩いています。その人たちの国際交流の一環としましてですね、コミュニティセンターを開設するとかですね。

そういったような取組は考えてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

**議 長（白石雄二）**

古川課長。

**住宅政策課長（古川弘之）**

再質問の御質問にお答えいたします。

まず地区のコミュニティーということなんですが、店舗等がある14棟の向かい側に15棟がありますけども、その1階部分には、既に地区の集会場公民館がありまして、高松団地の地区の様々な行事が行われていまして、地区のコミュニティーに貢献している施設というふうになっています。

また店舗部分につきましては、町長の答弁でもございましたが、最近、空き室については、重大な水漏れ事件とかありまして、当然ちょっと今、利用できるような状況ではございません。

また、最近では大型商業施設が近隣にできまして、当初の目的は終えたと、達成できたということを考えまして、令和2年7月に政策会議において、今、入居店舗が3店あるんですが、それ以外の空き室についてはですね、「政策空家」として、適正に管理していくというふうなことを政策決定しております。

ですから、今のところ、今後の方向性というか、利用については、考えておりません。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

高橋議員。

9 番（高橋恵司）

考えてないとのことですが、あと 25 年から 30 年間あのままにしておくというのが、私は何かもったいないような気がしましてですね、町の将来を考慮するならば、当該の住棟を民間企業に貸したりすることとかは不可能でしょうか、お聞きします。

議 長（白石雄二）

古川課長。

住宅政策課長（古川弘之）

再質問にお答えいたします。

答弁にもありましたように、高松町営住宅は旧産炭地の対策としまして、住宅地区改良法によって建設された、改良住宅でございます。

また、当初の入居者が退去した後の空き家の扱いについては、住宅地区改良法第 29 条という条文があるんですが、それに基づきまして、「みなしの公営住宅」として、公募によって入居者を募集しているというふうな状況になっています。

御指摘のようにですね、民間の活用とか、そういったことも言われてますけども、今後につきましては、北九州の状況とか、あるいは町の将来性とか町の住宅政策の一環として、今後の方向性について、全庁的に検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

はい、高橋議員。

9 番（高橋恵司）

終わります。

議 長（白石雄二）

以上で 2 番、有志会の一般質問を終わります。これを持ちまして本日の一般質問を終わります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

午前 11 時 35 分 散会